

第31号議案

伊奈町農業委員会の委員の任命について

伊奈町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、同意を求め
る。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 秋山 英章

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町農業委員会の委員の秋山英章氏の任期は、令和5年7月19日で満了となるが、同氏を再任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第32号議案

伊奈町農業委員会の委員の任命について

伊奈町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、同意を求め
る。

住 所 ○○○○○○○○○○

氏 名 小林 久夫

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町農業委員会の委員の小林久夫氏の任期は、令和5年7月19日で満了となるが、同氏を再任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第33号議案

伊奈町農業委員会の委員の任命について

伊奈町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、同意を求め
る。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 齋藤 健二

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了になる
ことに伴い、伊奈町農業委員会の委員に齋藤健二氏を任命することについ
て同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88
号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第34号議案

伊奈町農業委員会の委員の任命について

伊奈町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、同意を求め
る。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 岡田 幸雄

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了になる
ことに伴い、伊奈町農業委員会の委員に岡田幸雄氏を任命することについ
て同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88
号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第35号議案

伊奈町農業委員会の委員の任命について

伊奈町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、同意を求め
る。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 中原 友春

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了になる
ことに伴い、伊奈町農業委員会の委員に中原友春氏を任命することについ
て同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88
号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第36号議案

伊奈町農業委員会の委員の任命について

伊奈町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、同意を求め
る。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 濱野 保明

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了になる
ことに伴い、伊奈町農業委員会の委員に濱野保明氏を任命することについ
て同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88
号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第37号議案

伊奈町農業委員会の委員の任命について

伊奈町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、同意を求め
る。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 内村 和彦

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了になる
ことに伴い、伊奈町農業委員会の委員に内村和彦氏を任命することについ
て同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88
号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第38号議案

伊奈町農業委員会の委員の任命について

伊奈町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、同意を求め
る。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 杉山 千洋

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了になる
ことに伴い、伊奈町農業委員会の委員に杉山千洋氏を任命することについ
て同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88
号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第39号議案

伊奈町農業委員会の委員の任命について

伊奈町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、同意を求め
る。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 川田 隆嗣

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了になる
ことに伴い、伊奈町農業委員会の委員に川田隆嗣氏を任命することについ
て同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88
号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第40号議案

伊奈町農業委員会の委員の任命について

伊奈町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、同意を求め
る。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 中村 勝行

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了になる
ことに伴い、伊奈町農業委員会の委員に中村勝行氏を任命することについ
て同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88
号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第41号議案

伊奈町農業委員会の委員の任命について

伊奈町農業委員会の委員に次の者を任命することについて、同意を求め
る。

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 中村 仁

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了になる
ことに伴い、伊奈町農業委員会の委員に中村仁氏を任命することについて
同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88
号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第44号議案

伊奈町税条例の一部を改正する条例

伊奈町税条例（昭和29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中

「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日

から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の伊奈町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の伊奈町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき伊奈町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）等が改正されたことに伴い、本条例を改正したいので、この案を提出するものである。

第44号議案 参考資料

伊奈町税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条から第34条の8まで 略 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は_____当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し_____、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する_____。</p> <p>3 略</p> <p>第35条から第36条の3まで 略 (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>第1条から第34条の8まで 略 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</p> <p>3 略</p> <p>第35条から第36条の3まで 略 (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>

第36条の3の2 略

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたとき

第36条の3の2 略

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたとき

は、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の3の3から第37条まで 略

（個人の町民税の徴収の方法）

第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

2 略

は、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の3の3から第37条まで 略

（個人の町民税の徴収の方法等）

第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 略

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第39条及び第40条 略

(個人の町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額及び 県民税額の合算額 (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額) を前条第1項の納期 (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって、徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期) の数で除して得た額とする。

第42条及び第43条 略

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者 (次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。) である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額

 の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 及び (2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所

第39条及び第40条 略

(個人の町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の町民税額、個人の 県民税額及び 森林環境税額の合算額 (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないことになった金額に相当する税額) を前条第1項の納期 (第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 、徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後に到来する納期) の数で除して得た額とする。

第42条及び第43条 略

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者 (次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により 徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。) である場合には 、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額 (これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。) の合算額を特別徴収の方法により 徴収する。

(1) 及び (2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所

得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について、給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税

得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について、給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税

法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その理由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその理由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当

法第183条の規定により 給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により 従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により 徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により 徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により 徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により 徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により 個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その理由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその理由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当

該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

第45条から第46条の5まで 略

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

第45条から第46条の5まで 略

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定

当該納税者の未納に係る徴収金に充当する

(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額

の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

第47条の3から第47条の5まで 略

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

第47条の3から第47条の5まで 略

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には_____そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には_____直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により

年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって

当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

第48条から第81条の8まで 略

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）
年額 2,000円

年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

第48条から第81条の8まで 略

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）
年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの_____

_____を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 及び (3) 略

第83条から第148条まで 略

附 則

第1条から第15条まで 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 略

2及び3 略

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6

に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 及び (3) 略

第83条から第148条まで 略

附 則

第1条から第15条まで 略

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 略

2及び3 略

<p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第15条の3から第16条まで 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第16条の3から第25条まで 略</p>	<p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第15条の3から第16条まで 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第16条の3から第25条まで 略</p>
---	---

第45号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 町道第7号線舗装打ち替え工事
- 2 工 事 場 所 北足立郡伊奈町大字小室 地内
- 3 契約の方法 一般競争入札による契約
- 4 履 行 期 限 令和6年2月16日
- 5 請 負 金 額 70,290,000円
- 6 請 負 業 者 埼玉県北足立郡伊奈町大字大針320番地
株式会社東栄
代表取締役 東 健太

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

町道第7号線舗装打ち替え工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第45号議案 参考資料

町道第7号線舗装打ち替え工事

町道第7号線舗装打ち替え工事入札経過書

町道第7号線舗装打ち替え工事の入札を次のように行った。

記

- 1 開札執行日時 令和5年4月17日 午前10時47分
- 2 開札方法 電子入札
- 3 参加業者 別記1のとおり
- 4 入札結果 別記2のとおり
- 5 落札業者 株式会社東栄
- 6 予定価格 73,652,700円(消費税込み)
- 7 最低制限価格 66,694,100円(消費税込み)

別記1 入札参加業者一覧表

	会社名	所在地
1	株式会社今川工務店	上尾市上1766-2
2	株式会社東栄	伊奈町大字大針320番地
3	アサヒ住建株式会社	上尾市大字平塚2558-4

別記2

入 札 結 果 一 覧 表

(単位 円)

	会 社 名	入 札 価 格	摘 要
1	株式会社今川工務店	—	辞退
2	株式会社東栄	63,900,000	
3	アサヒ住建株式会社	64,119,000	

※ 契約額は、入札価格の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。



工、事、請、負、仮、契、約、書

- 1 工 事 名 町道第7号線舗装打ち替え工事
- 2 工 事 場 所 北足立郡伊奈町大字小室 地内
- 3 工 期 町 議 会 議 決 日 から
令和6年2月16日まで
- 4 請 負 代 金 額 金 70,290,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 6,390,000 円)
- 5 契 約 保 証 金 請負代金額の10分の1以上
- 6 前 払 金 金 28,100,000 円
- 7 中 間 前 払 金 金 14,000,000 円
- 8 部分払の請求回数 0 回
- 9 支 払 条 件 工事完成検査合格後一括精算払い
- 10 解体工事に要する費用等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第13条第1項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添(様式3)のとおりとする。
- 11 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり
[注] なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
- 12 本 契 約

この契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による町議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。

上記の工事については、発注者 伊奈町 と受注者 株式会社東栄 は、各々対等な立場における合意に基づいて、別途約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 5 月 10 日

住所 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 3 5 5 番地
発注者 伊奈町
氏名 伊奈町長 大島 清



住所 埼玉県北足立郡伊奈町大字大針 3 2 0 番地
受注者 株式会社 東 栄
氏名 代表取締役 東 健太



第46号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 伊奈町立伊奈中学校校舎トイレ等改修工事
- 2 工 事 場 所 北足立郡伊奈町立伊奈中学校 地内
- 3 契約の方法 一般競争入札による契約
- 4 履 行 期 限 令和5年12月28日
- 5 請 負 金 額 159,390,000円
- 6 請 負 業 者 埼玉県北足立郡伊奈町寿二丁目106番地
カンエツ興業株式会社
代表取締役 保坂 金一

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町立伊奈中学校校舎トイレ等改修工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第46号議案 参考資料

伊奈町立伊奈中学校校舎トイレ等改修工事

伊奈町立伊奈中学校校舎トイレ等改修工事入札経過書

伊奈町立伊奈中学校校舎トイレ等改修工事の入札を次のように行った。

記

- 1 開札執行日時 令和5年4月17日 午前10時52分
- 2 開札方法 電子入札
- 3 参加業者 別記1のとおり
- 4 入札結果 別記2のとおり
- 5 落札業者 カンエツ興業株式会社
- 6 予定価格 173,250,000円(消費税込み)
- 7 最低制限価格 159,390,000円(消費税込み)

別記1 入札参加業者一覧表

	会社名	所在地
1	株式会社加納工務店	桶川市大字加納1038
2	カンエツ興業株式会社	伊奈町寿二丁目106番地
3	千代本興業株式会社	上尾市原市中1丁目7-8
4	小沢工業株式会社	行田市栄町13-32

別記2 入札結果一覧表 (単位 円)

	会社名	入札価格	摘要
1	株式会社加納工務店	143,500,000	失格
2	カンエツ興業株式会社	144,900,000	
3	千代本興業株式会社	153,800,000	
4	小沢工業株式会社	160,700,000	予定価格超過

※ 契約額は、入札価格の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

※ 摘要欄の失格は、当該入札が最低制限価格を下回ったことによるものである。





工 事 請 負 仮 契 約 書

- 1 工 事 名 伊奈町立伊奈中学校校舎トイレ等改修工事
- 2 工 事 場 所 北足立郡伊奈町立伊奈中学校 地内
- 3 工 期 町 議 会 議 決 日 から
令和 5 年 1 2 月 2 8 日 まで
- 4 請 負 代 金 額 金 1 5 9 , 3 9 0 , 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1 4 , 4 9 0 , 0 0 0 円)
- 5 契 約 保 証 金 請負代金額の10分の1以上
- 6 前 払 金 金 6 3 , 7 0 0 , 0 0 0 円
- 7 中 間 前 払 金 金 3 1 , 8 0 0 , 0 0 0 円
- 8 部分払の請求回数 0 回
- 9 支 払 条 件 工事完成検査合格後一括精算払い

1 0 解体工事に要する費用等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添（様式1）のとおりとする。

1 1 本 契 約

この契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による町議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。

上記の工事については、発注者 伊奈町 と受注者 カンエツ興業株式会社は、各々対等な立場における合意に基づいて、別途約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 5 月 10 日

住所 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 3 5 5 番地
発注者 伊奈町
氏名 伊奈町長 大島 清



住所 埼玉県北足立郡伊奈町寿二丁目 1 0 6 番地
受注者 カンパニー興業株式会社
氏名 代表取締役 保坂 金



第47号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 伊奈町立小針中学校西校舎トイレ等改修工事
- 2 工 事 場 所 北足立郡伊奈町立小針中学校 地内
- 3 契約の方法 一般競争入札による契約
- 4 履 行 期 限 令和5年12月28日
- 5 請 負 金 額 74,250,000円
- 6 請 負 業 者 埼玉県行田市栄町13番32号
小沢工業株式会社
代表取締役 大石 理恵

令和5年6月9日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町立小針中学校西校舎トイレ等改修工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第47号議案 参考資料

伊奈町立小針中学校西校舎トイレ等改修工事

伊奈町立小針中学校西校舎トイレ等改修工事入札経過書

伊奈町立小針中学校西校舎トイレ等改修工事の入札を次のように行った。

記

- 1 開札執行日時 令和5年4月20日 午前10時42分
- 2 開札方法 電子入札
- 3 参加業者 別記1のとおり
- 4 入札結果 別記2のとおり
- 5 落札業者 小沢工業株式会社
- 6 予定価格 74,470,000円(消費税込み)
- 7 最低制限価格 68,512,400円(消費税込み)

別記1 入札参加業者一覧表

	会社名	所在地
1	カンエツ興業株式会社	伊奈町寿二丁目106番地
2	株式会社加納工務店	桶川市大字加納1038
3	小沢工業株式会社	行田市栄町13番32号

別記2 入札結果一覧表 (単位 円)

	会社名	入札価格	摘要
1	カンエツ興業株式会社	—	辞退
2	株式会社加納工務店	67,500,000	
3	小沢工業株式会社	67,500,000	

※ 入札価格が同額のため、くじにより決定した。

※ 契約額は、入札価格の100分の10に相当する金額を加算した金額とする。

工 事 請 負 仮 契 約 書



- 1 工 事 名 伊奈町立小針中学校西校舎トイレ等改修工事
- 2 工 事 場 所 北足立郡伊奈町立小針中学校 地内
- 3 工 期 町 議 会 議 決 日 から
令和 5 年12月28日 まで
- 4 請 負 代 金 額 金 74,250,000 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 6,750,000 円)
- 5 契 約 保 証 金 請負代金額の10分の1以上
- 6 前 払 金 金 29,700,000 円
- 7 中 間 前 払 金 金 14,800,000 円
- 8 部分払の請求回数 0 回
- 9 支 払 条 件 工事完成検査合格後一括精算払い

10 解体工事に要する費用等

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添（様式1）のとおりとする。

11 本 契 約

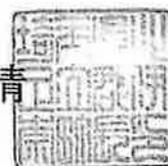
この契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による町議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。

上記の工事については、発注者 伊奈町 と受注者 小沢工業株式会社 は、各々対等な立場における合意に基づいて、別途約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 5 月 10 日

住所 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 3 5 5 番地
発注者 伊奈町
氏名 伊奈町長 大島 清



住所 埼玉県行田市栄町 1 3 番 3 2 号
受注者 小沢工業株式会社
氏名 代表取締役 大石 理 恵

